

# 修正作業の経緯

- 平成 24 年 1～3 月 富士見市地域防災計画改定準備委員会 < 全 5 回 >
- 平成 24 年 6 月 富士見市地域防災計画修正業務委託契約締結  
平成 24 年度富士見市防災会議 < 第 1 回 >  
□ 平成 24 年度富士見市地域防災計画修正作業の基本的な考え方について
- 平成 24 年 7 月 富士見市地域防災計画修正作業委員会 < 第 1 回 >  
□ 委員会設置の趣旨及びスケジュールについて  
□ 地域防災計画修正作業の基本的な考え方と進捗状況について
- 平成 24 年 8 月 富士見市地域防災計画修正作業委員会 < 第 2 回 >  
□ 災害時のライフライン確保に向けた基本的な考え方について  
□ ライフライン関係機関の災害対策について  
・ ライフライン関係機関の防災・復旧対策
- 平成 24 年 9 月 富士見市地域防災計画修正作業委員会 < 第 3 回 >  
□ 災害時の避難所開設・運営の基本的な考え方について  
・ 避難所運営における役割分担とスペースの振り分け  
・ 地域の避難誘導體制  
・ 避難所での要援護者対応
- 平成 24 年 10 月 富士見市地域防災計画修正作業委員会 < 第 4 回 >  
□ 地域防災体制の充実にに向けた基本的な考え方について  
・ 自主防災組織活動の工夫  
・ 地域での防災訓練のあり方

# 平成 24 年度 富士見市地域防災計画修正

## 1 基本的な考え方

富士見市では、平成 16 年 3 月に地域防災計画の大幅な修正を行って以降、軽微な修正を随時行ってきましたが、今回東日本大震災をはじめとする大規模災害における課題・教訓を踏まえ、埼玉県地域防災計画と整合を図りながら、帰宅困難者対策、行政と地域と連携強化及び要援護者支援体制の追加などの追加・修正を行い、全体的な計画の見直しを行うこととしました。

### 東日本大震災、国や県の動向、教訓を踏まえた 2 つの着眼点

#### —防災計画の考え方の強化—

##### 前提条件：「自助」・「共助」・「公助」のそれぞれで防災力を高めます

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難です。「公助」のみならず、住民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化します。

※「自助」・・・自分の身を自分の努力によって守る 家族

「共助」・・・地域や近隣の人などが互いに協力し合う 地域

「公助」・・・国や県、町等の行政、消防機関による救助・救援等 行政

#### ① 東日本大震災に伴う追加と修正

東日本大震災で問題となった、帰宅困難者対策、ライフライン対策、避難所運営などについて対策を新たに記載します。

#### ② 自主防災組織、地域との連携強化

発災時に、住民、消防団、事業者、行政が円滑に活動を行うことができるよう、地域の実情を把握した上で防災組織等体制活動、連携のあり方を検討し、平常時から避難訓練などの様々な防災活動を通じて、地域の中でそれぞれが担う役割（自助・共助）を明確にし、市民の防災意識の高揚と地域の連携強化を図ります。

さらに、平常時から災害時要援護者リスト及びマップ等の更新による状況把握を行い、安否確認や避難誘導に関する具体的な計画（個別支援計画）を作成し、地域で連携した要援護者支援体制を構築していきます。

#### ③ 全庁的な推進体制の整備

初動体制、危機管理及び業務継続計画、災害対策本部体制について具体的な内容を明確に記載し、災害時にそれぞれの職員が災害時により機動的な行動できるように、体制の整備を図ります。

#### ④ 現行の地域防災計画掲載項目の修正

備蓄品、災害用資機材についての品目、備蓄量の考え方を整理し掲載項目の修正を図ります。

### —防災計画の構成強化—

#### ① 災害時に使いやすい構成の検討

災害時に使いやすい計画とするため、総則にまとめて整理してある共通項目を「震災対策編」、「水害その他の災害対策編」それぞれに重複して記載することを検討します。

#### ② 地域防災ガイドライン等の作成及び修正と職員災害対策マニュアルとの連携

地域防災活動の充実を促進するために、地域防災ガイドラインを作成するとともに、避難所を円滑に管理運営できるように、避難所運営マニュアルを作成します。

また、発災後、関係者の的確かつ迅速な行動を確保するため、地域防災計画の内容のうち初動対応要領については、職員災害対策マニュアルに時間経過・防災組織体制に即して具体的に記述します。

## 富士見市地域防災計画 被害想定算定の概要

### ① 被害想定算定の実施方針

今回の被害想定算定は、平成13年度に実施した「富士見市地震被害想定調査報告書」の算定方法を基本としつつ、平成19年度埼玉県被害想定調査報告書及び東日本大震災以降の文部科学省や東京都の被害想定報告書による最新知見を踏まえたものとする。

### ② 被害想定算定の考え方

#### H13 富士見市地震被害想定調査

- H10年埼玉県被害想定を参考にしつつ、より詳細なメッシュ単位を設定し、被害想定を実施。
- メッシュ単位での被害を、減災への取り組み主体である町会単位で集計をしている点に大きな特徴。
- 対象とした地震は「綾瀬川断層地震」であり、想定死者数は **292名**。

#### H24 富士見市地域防災計画見直しにおけるデータ

##### 【H13との主な変更点】

- ① H19年埼玉県被害想定との整合性を図るために「**東京湾北部地震**」を対象
- ② H19年度埼玉県被害想定における市内最大の地震を市域全体が受けたと想定（**想定外の地震への対応**）◀ 下記参照 ▶
- ③ 最新の建物データによる**建物情報の更新** 29,183戸 ⇒ **25,539棟**
- ④ **新たに帰宅困難者数**を算定 ◀ 下記参照 ▶

##### 【今回の算定結果】

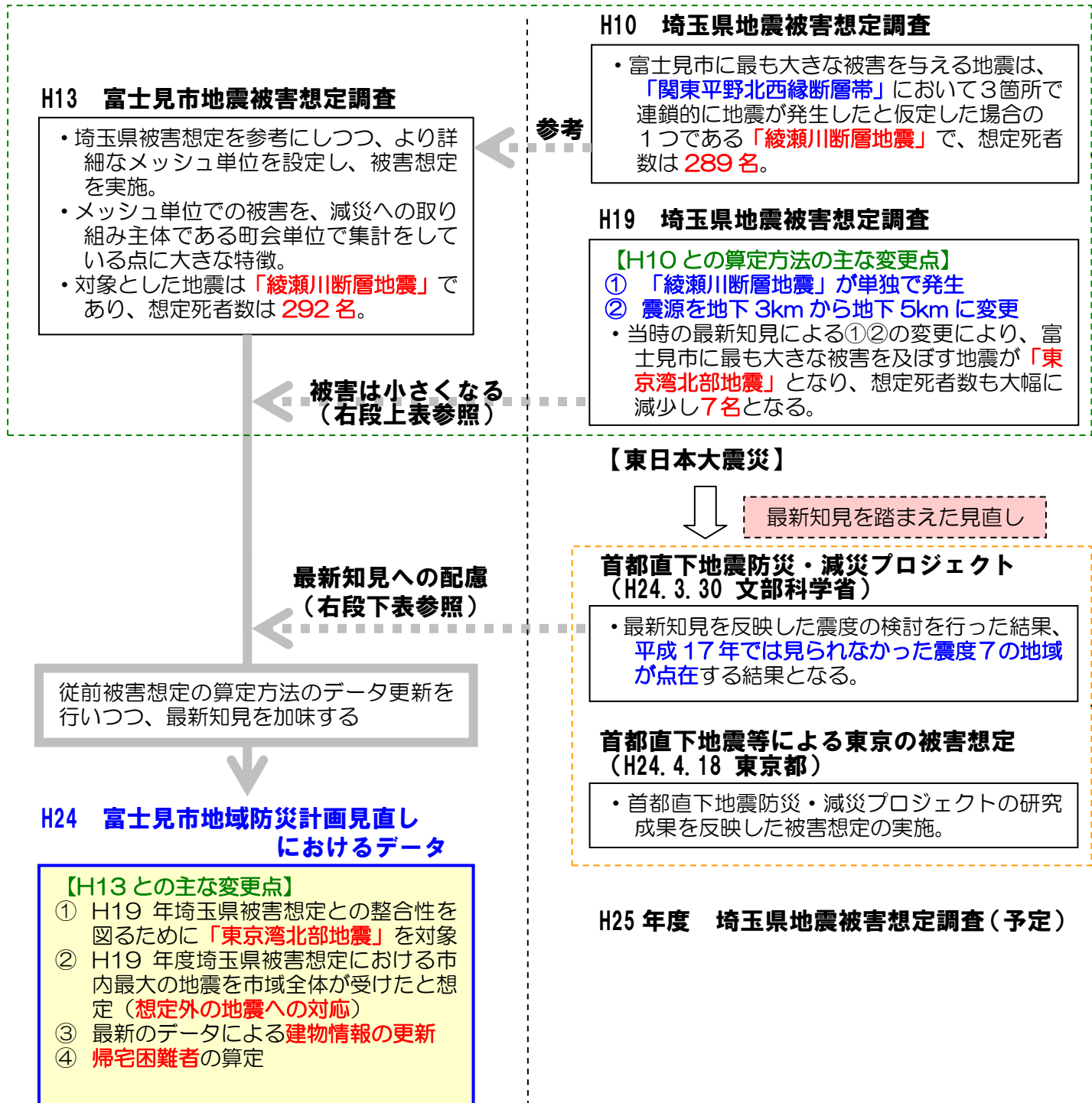
- 建物の倒壊総数 **355棟**  
⇒ (木造棟数 **346棟** 非木造棟数 **9棟**)
- 建物の延焼  
⇒ 【出火箇所 **1箇所** 面積 **175㎡** 延焼棟数 **2棟**】
- 人的被害  
⇒ ◀ 死者数 **42人** 負傷者数 **10,476人** 長期避難者数 **1,497人** ▶
- 上水道被害  
⇒ [ 発災直後の給水支障率 **84.8%** 発災1日後の給水支障率 **55.4%** ]
- ◎ 帰宅困難者数
  - ◆ 総帰宅困難者数 **1,023人**
  - ◆ 市の担うべき帰宅困難者数 **657人**

## 1. 富士見市地域防災計画 被害想定算定方法の考え方について

### ① 被害想定算定の実施方針

- 今回の被害想定算定は、平成13年度に実施した「富士見市地震被害想定調査報告書」の算定方法を基本としつつ、平成19年度埼玉県被害想定調査報告書や東日本大震災以降の文部科学省や東京都の被害想定報告書による最新知見を踏まえたものとする。

### ② 被害想定算定の考え方



### ③ 被害想定結果の変化

- 埼玉県や富士見市、東京都の被害想定結果が調査毎に結果が大きく変化しており、その結果を以下に示す。

■過去の富士見市に関する被害想定結果から推測される被害想定結果予測(P8参照)

	建物被害		人的被害	
	全倒棟数 (単位：棟)	延焼棟数 (単位：棟)	死者 (単位：人)	負傷者 (単位：人)
H10 埼玉県地震被害想定調査	3,926	763	289	2,981
H13 富士見市地震被害想定調査	2,005	945	292	14,386
H19 埼玉県地震被害想定調査	140	50	7	205

平成19年度の被害想定結果を参考にした場合には、富士見市の被害想定結果は、大幅な減少が予想される

■「首都直下地震による東京の被害想定報告書」の被害想定結果の変化(P9~11参照)

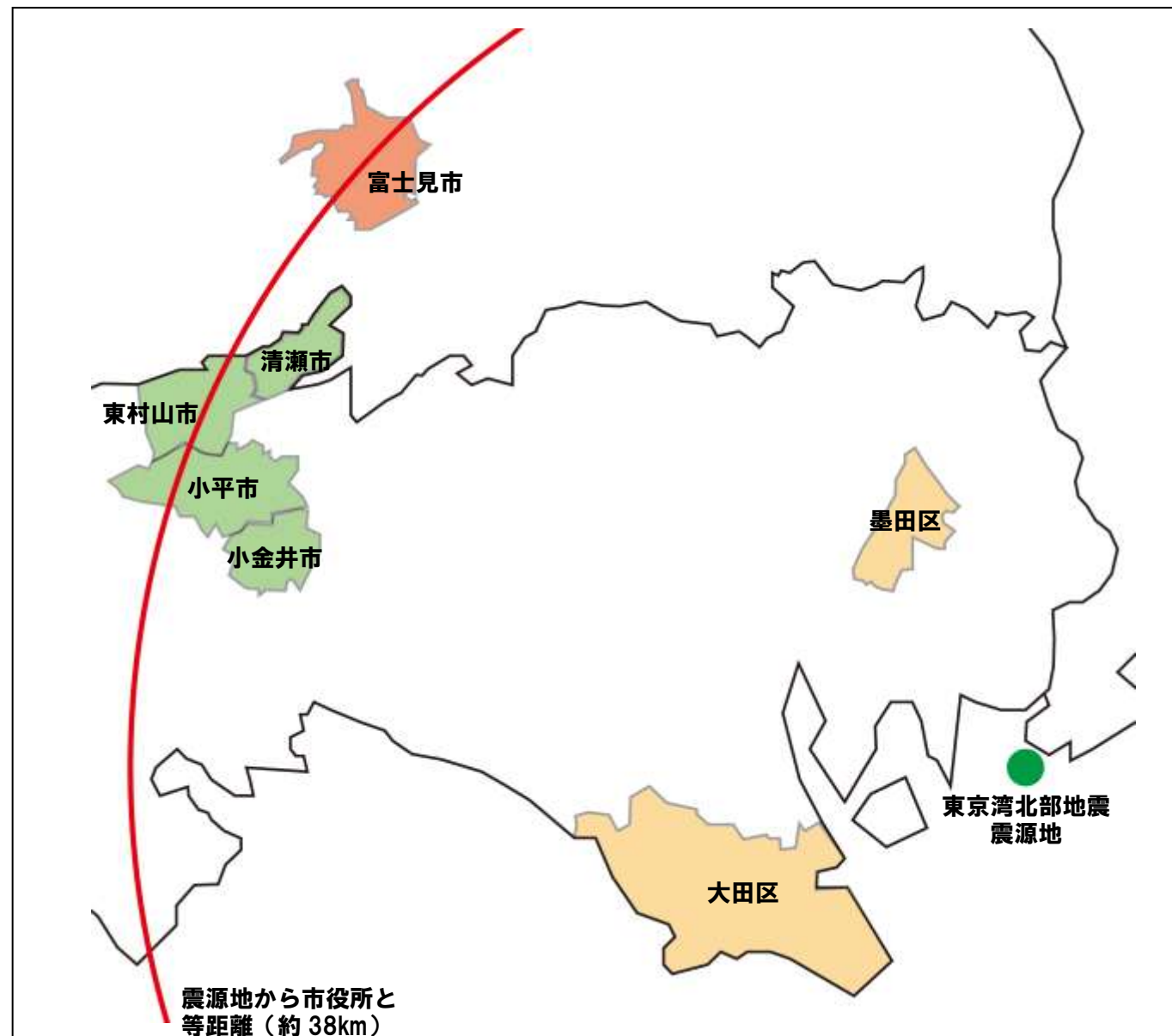
	人口 (万人)	建物被害		人的被害	
		全倒棟数 (単位：棟)	延焼棟数 (単位：棟)	死者 (単位：人)	負傷者 (単位：人)
H18 東京都被害想定結果	1,259.9	126,523	310,016	5,638	159,157
・大田区	66.7	8,898	31,623	458	9,574
・墨田区	23.1	12,337	6,987	306	5,308
・清瀬市	7.3	26	0	2	143
・小平市	18.3	70	0	14	431
・小金井市	11.3	75	1,271	10	371
・東村山市	14.5	19	0	22	409

	人口 (万人)	建物被害		人的被害	
		全倒棟数 (単位：棟)	延焼棟数 (単位：棟)	死者 (単位：人)	負傷者 (単位：人)
H24 東京都被害想定結果	1,322.7	116,224	201,249	9,641	147,611
・大田区 区部	69.7	11,108	32,218	1,073	10,412
・墨田区	25.0	9,902	9,341	665	7,121
・清瀬市	7.4	39	46	3	98
・小平市 市部	18.8	99	287	10	259
・小金井市	12.0	224	270	14	337
・東村山市	15.3	66	164	7	188

都内の木造密集市街地における想定死者数は急増しているが、震源からの距離が富士見市と同程度の市部では、想定死者数に大きな変化はない

※H18年度推計は「東京湾北部地震 (M7.3・冬18時・風速6m)」で、延焼棟数には倒壊建物は含まない  
 ※H24年度推計は「東京湾北部地震 (M7.3・冬18時・風速8m)」

■東京湾北部地震の震源地からの各自治体の位置



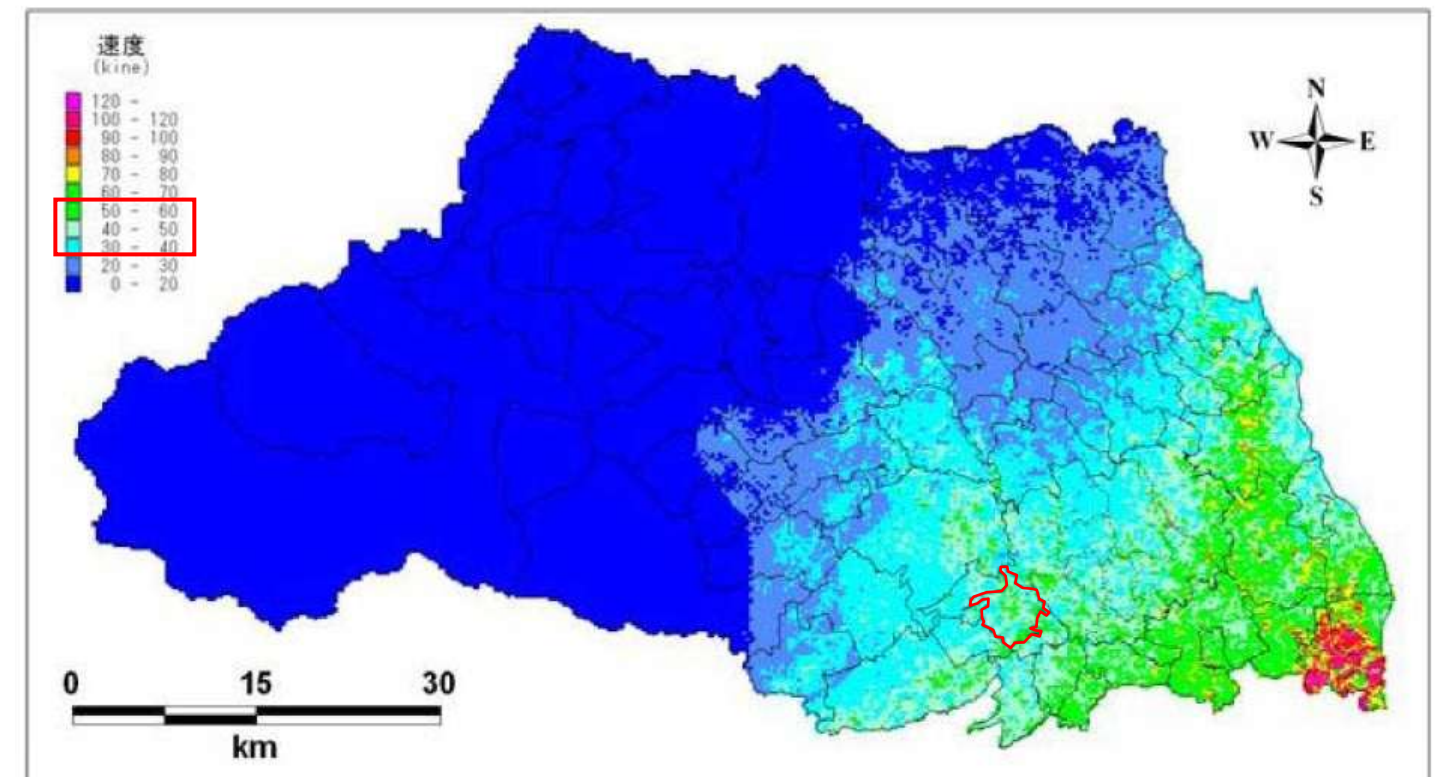
■被害想定算定について

【算定方針】

- ① 平成19年度埼玉県地震被害想定調査の東京湾北部地震を対象
- ② 「富士見市地震被害想定調査報告書」の算定方法に準じて実施（①地震規模をH19年の東京湾北部地震に更新、②課税台帳データによる建物データ更新、③上水道整備状況の更新）

【基本情報】

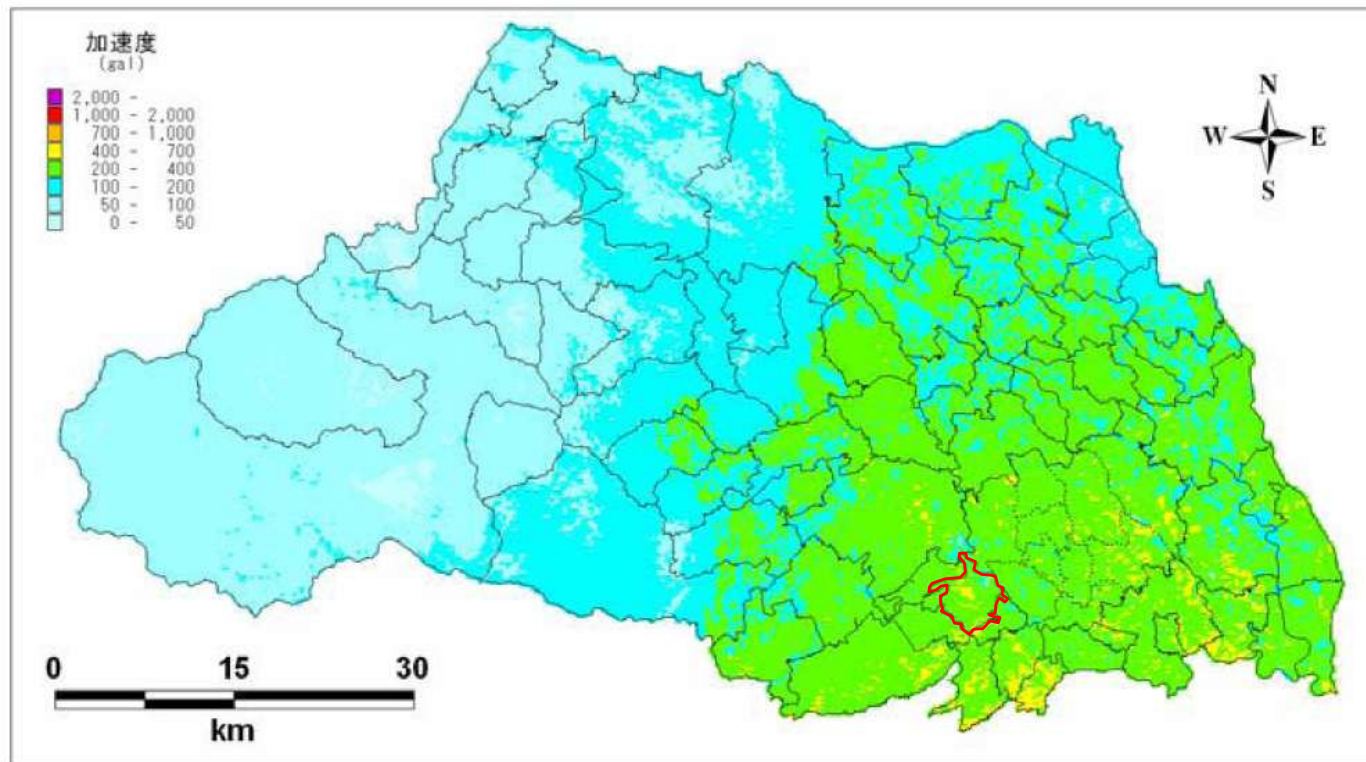
- ① 東京湾北部地震の地震速度（Kine）



- 平成19年度埼玉県地震被害想定調査では、東京湾北部地震における富士見市の地震速度は30～60kineと想定している。ただし、東日本大震災以降、東京湾北部地震が平成19年度当時よりも震源が浅くなる可能性が高まり、その知見に合わせて東京都は東京湾北部地震の震源の見直しを行った被害想定を実施している。
- そのため、本業務においても平成19年度埼玉県地震被害想定調査を尊重しつつ、平成19年度当時に比べて大きな地震動が富士見市において発生する可能性を加味し、本業務における地震動の算定については市域全体の地震速度を60kineと仮定して、被害想定を算定する。

※参考：H13 富士見市被害想定調査（綾瀬川断層）では60～120kineを使用している

② 東京湾北部地震の地震加速度 (gal)



- 平成19年度埼玉県地震被害想定調査では、東京湾北部地震における富士見市の地震の表面最大加速度は200~700galと想定している。
- そして、「地震速度 (kine)」同様に、富士見市内における最大の加速度が市域全体に影響を及ぼしたと仮定し、最大加速度を700galと仮定し、被害想定を算定する。

※参考：H13 富士見市被害想定調査（綾瀬川断層）では1000~1600galを使用している

③ 建物情報の整理

- 建物の情報には建物の付帯設備として考えられるものや、集合住宅の場合には1住戸単位で台帳整理されていることから、データの整理を行い、本業務における対象となる建物の絞り込みを行う必要がある。
- そのため、本業務では、以下の考え方に従いデータの整理を実施し、整理後の25,539棟を対象に被害想定を実施する。

※参考：H13 富士見市被害想定調査（綾瀬川断層）では29,183棟を対象している

項目	内容
① 対象外の建物用途	付属屋、プロパン室、ポンプ室、駐車場、土蔵、物置、自転車物置、危険物倉庫、変電所、便所、木小屋、電気室、車庫、炊事場、倉庫、給油所、機械室、浴室、地階のみの建物、建設年不明(9999999と記載)
② 建物情報の統合	同一所在地、かつ、同一建設年の建物は、建物の構造が同一の場合には1データのみ残し、他のデータは削除する。 ・所有者が異なる場合には、所有者単位で台帳に整理される ⇒分譲マンションなどは、住戸単位で整理されているため、100戸のマンションの場合には100データある。 ⇒2世帯居住の場合には2つのデータが存在する。

【参考：震度・地表最大速度(kine)・地表最大加速度(gal) 関係】

- 内閣府の「地震被害想定支援マニュアル」によると、地震・地表最大速度(kine)・地表最大加速度(gal)には、概ね以下のような関係性があると述べられている。

■地震と地表最大速度 (kine) の関係

震度	4	5弱	5強	6弱	6強	7
最大速度 (kine)	4~10	10~20	20~40	40~60	60~100	100~

■地表最大速度 (kine) と最大加速度 (gal) の関係

最大速度 (kine)	10	20	40	60	80	100
最大加速度 (gal)	100	240	520	830	1100	1500

- 上記2表に今回想定した最大速度60kineと最大加速度700galを当てはめると、震度6弱の地震を想定した被害想定となる。
- なお、富士見市地震ハザードマップでは、富士見市内の大半が震度6弱（東京湾北部地震）となっており、地震ハザードマップにおける震度とも整合性が図られている。

■富士見市地震ハザードマップ



■被害想定と比較

■冬 18 時・地震速度 60kine を選択した理由

【冬 18 時】 埼玉県地震被害想定調査、富士見市地震被害想定調査における季節及び時間との整合性を図る

【60kine】 富士見市地震ハザードマップ・埼玉県地震被害想定調査（H19）における状況を加味して、震度6弱に相当する 60kine を想定する

	単位	H10 埼玉県地震 被害想定調査 (冬18時)	H13 富士見市地震 被害想定調査 (冬18時)	H19 埼玉県地震 被害想定調査 (冬18時)	H24 富士見市地震被害想定調査 (冬18時・60kine)	
					算定結果	H13 富士見市被害想定調査データの更新箇所
<b>1. 建物の倒壊について</b>						
・総数	棟	3,926	2,005	140	<b>355</b>	●東京湾北部地震に変更（地震速度が小さくなる） ・地震速度 : 【H13】 60~120kine ⇒ 【H24】 60kine
・木造建物棟数	棟	—	1,947	—	<b>346</b>	●最新の建物データに更新（耐震化が進む） ・木造住宅の新耐震基準(S57以降)の建物の割合 : 【H13】 33.1% ⇒ 【H24】 51.1% ・非木造住宅の新耐震基準(S57以降)の建物の割合 : 【H13】 10.3% ⇒ 【H24】 11.7%
・非木造建物棟数	棟	—	58	—	<b>9</b>	【東日本大震災以降に地域防災計画を策定した埼玉県自治体の想定全倒棟数（東京湾北部地震）】 ●H19 埼玉県調査結果を活用（朝霞市 245 棟、ふじみ野市 23 棟、蕨市 425 棟） ●独自想定を実施（戸田市 1,244 棟：H19 埼玉県調査結果では 402 棟）
<b>2. 建物の延焼について</b>						
・出火箇所	箇所	—	4	1	<b>1</b>	●H19 埼玉県地震被害想定調査を活用 ・H13 富士見市地震被害想定調査の算定方法で重視されている「木造建物倒壊率」が、木造住宅の耐震化が進んだこと でほとんど被害が出ない結果となった。
・延焼面積	m <sup>2</sup>	—	82,887	—	<b>175</b>	【東日本大震災以降に地域防災計画を策定した埼玉県自治体の延焼棟数（東京湾北部地震）】 ●H19 埼玉県調査結果を活用（朝霞市 386 棟、ふじみ野市 0 棟、蕨市 520 棟）
・延焼棟数	棟	763	945	50	<b>2</b>	
<b>3. 人的被害について</b>						
・死者数	人	289	292	7	<b>42</b>	●最新の課税台帳データに更新（耐震化が進む） ・木造住宅の新耐震基準(S57以降)の建物の割合 : 【H13】 33.1% ⇒ 【H24】 51.1% ・非木造住宅の新耐震基準(S57以降)の建物の割合 : 【H13】 10.3% ⇒ 【H24】 11.7%
・負傷者数	人	2,981	14,386	205	<b>10,476</b>	【東日本大震災以降に地域防災計画を策定した埼玉県自治体の想定死者数（東京湾北部地震）】 ●H19 埼玉県調査結果を活用（朝霞市 13 人、ふじみ野市 2 人、蕨市 15 人） ●独自想定を実施（戸田市 225 人：H19 埼玉県調査結果では 7 人）
・長期避難者数	人	—	6,189	—	<b>1,497</b>	
<b>4. 上水道被害について</b>						
・発災直後の給水支障率	%	—	97.9	—	<b>84.8</b>	●最新の上水道整備状況に更新
・発災 1 日後の給水支障率	%	81.0	85.4	20.6	<b>55.4</b>	【東日本大震災以降に地域防災計画を策定した埼玉県自治体における被害想定（東京湾北部地震）】 ●H19 埼玉県調査結果を活用（朝霞市 41.6%、ふじみ野市 43.2%、蕨市 67.5%） ※H19 埼玉県調査では、断水人口（人）が想定されているため、住民基本台帳を参考に給水支障率を算定している



■被害想定と比較（参考）

	単位	H10 埼玉県地震 被害想定調査	H13 富士見市地震 被害想定調査	H19 埼玉県地震 被害想定調査	H24 富士見市地震被害想定調査								
					※H13 富士見市被害想定調査の算定方法を基本に、最大速度、最大加速度、耐震課率を最新データに更新								
						採用	【参考】						
最大速度	60kine	65 kine	70 kine	80 kine	60kine	60kine							
時間帯	冬 18時	冬 18時	冬 18時	冬 18時	夏 12時	冬 5時							
<b>1. 建物の倒壊について</b>													
・総数	棟	3,926	2,005	140		<b>355</b>	<b>497</b>	<b>659</b>	<b>1,035</b>	<b>355</b>	<b>355</b>		
・木造建物棟数	棟	—	1,947	—		<b>346</b>	<b>483</b>	<b>639</b>	<b>1,001</b>	<b>346</b>	<b>346</b>		
・非木造建物棟数	棟	—	58	—		<b>9</b>	<b>14</b>	<b>20</b>	<b>34</b>	<b>9</b>	<b>9</b>		
<b>2. 建物の延焼について</b>													
・出火箇所	箇所	—	4	1		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>		
・延焼面積	m <sup>2</sup>	—	82,887	—		<b>175</b>	<b>3,215</b>	<b>13,594</b>	<b>35,699</b>	<b>44</b>	<b>26</b>		
・延焼棟数	棟	763	945	50		<b>2</b>	<b>36</b>	<b>155</b>	<b>407</b>	<b>1</b>	<b>1</b>		
<b>3. 人的被害について</b>													
・死者数	人	289	292	7		<b>42</b>	<b>65</b>	<b>94</b>	<b>165</b>	<b>44</b>	<b>52</b>		
・負傷者数	人	2,981	14,386	205		<b>10,476</b>	<b>10,476</b>	<b>10,476</b>	<b>10,476</b>	<b>10,476</b>	<b>10,476</b>		
・長期避難者数	人	—	6,189	—		<b>1,497</b>	<b>2,099</b>	<b>2,782</b>	<b>4,372</b>	<b>1,497</b>	<b>1,497</b>		
<b>4. 上水道被害について</b>													
・発災直後の給水支障率	%	—	97.9	—		<b>84.8</b>	<b>88.2</b>	<b>90.7</b>	<b>93.9</b>	<b>84.8</b>	<b>84.8</b>		
・発災1日後の給水支障率	%	81.0	85.4	20.6		<b>55.4</b>	<b>60.5</b>	<b>65.0</b>	<b>72.0</b>	<b>55.4</b>	<b>55.4</b>		

## ■帰宅困難者数の推計について

### 1. 被害想定算定式

$$\text{帰宅困難者数} = (1) \text{ 東京都市圏外からの流入者数} + (2) \text{ 東京都市圏内の帰宅困難者数} + (3) \text{ 鉄道利用者における帰宅困難者数}$$

※H24 首都直下地震等による東京の被害想定に「鉄道利用者における帰宅困難者数」を追加

項目	設定理由
(1) 東京都市圏外からの流入者数	「H24 首都直下地震等による東京の被害想定」における帰宅困難者算定項目
(2) 東京都市圏内の帰宅困難者数	
(3) 鉄道利用者における帰宅困難者数	東日本大震災における富士見市における帰宅困難者の状況を勘案して、追加した項目

### 2. 前提条件

要件	内容
帰宅困難者	地震が起こった場合の、電車等の交通機関の停止や自動車の利用禁止に伴い、帰宅したくても帰宅できない人
地震発生時間	平日 18 時台（地震被害想定との整合性を図るため）

※H24 首都直下地震等による東京の被害想定に準拠

### 3. 帰宅困難者の推計結果

総帰宅困難者数 : **1,023 人**  
 市の担うべき帰宅困難者数 : **657 人**

(単位：人)

(1) 東京都市圏外からの流入者数	(2) 東京都市圏内の帰宅困難者数	(3) 鉄道利用者における帰宅困難者数	帰宅困難者数合計	市の担う帰宅困難者数合計
0…(a)	513…(b)	510…(h)	1,023 …(a)+(b)+(h)	657 …(f)+(g)+(h)
自宅→勤務	366…(c)			
自宅→通学	0…(d)			
自宅→業務①	96…(e)			
自宅→私事	51…(g)			

■は市が対応を図る帰宅困難者と想定

#### 【帰宅困難者への対応の考え方】

属性	帰宅困難者への対応の考え方
「勤務」「通学」	勤務地や学校等にて待機する
「業務」「私事」「鉄道利用」	待機先を自ら探すことが困難のため、市が対応を図る

※「通学」の帰宅困難者が0となっているのは、帰宅が行える 10km 圏に居住地があるためである。

## 4. 被害想定推計経過

### (1) 東京都市圏外からの流入者数…(a)

埼玉県平成22年入込観光客「推計」調査における、東京都市圏外からの道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県以外の道府県）から富士見市への年間入込客数を把握し、1日当たりの人員数を算出する。

#### ■東京都市圏外からの流入者数

**0人** ←

#### ■根拠資料

広域圏	観光客数	県内			県外別			不明
		県内			県外			
		日帰り	宿泊	計	日帰り	宿泊	計	
富士見市	612	612	0	612	0	0	0	0

出典：埼玉県平成22年入込観光客「推計」調査

### (2) 東京都市圏内の帰宅困難者数…(b)

パーソントリップ調査において、富士見市に対して「通勤」「通学」「業務」「私事」を目的に流入した人を対象に、18時の段階における帰宅困難者数を算出する。

#### ■東京都市圏内の帰宅困難者数

**513人 (内 市が対応を図るべき帰宅困難者 147人)**

#### 【帰宅困難者数の算定の流れ】

#### ■富士見市への流入者数（パーソントリップ調査）

・どのような人が、どのような目的・交通手段で、どこからどこへ移動したかなど、ある人の平日1日の動きを調査するもの

【目的・出発地点・目的地（出発地点：富士見市は含まず）】

自宅→勤務 : 7,391 人/日  
 自宅→通学 : 828 人/日  
 自宅→業務 : 1,555 人/日  
 自宅→私事 : 8,394 人/日 合計 18,168 人/日



- ① 出発地と富士見市役所までの距離に応じた徒歩帰宅困難割合により、帰宅困難者となる可能性がある流入者数を算定する
- ② ①に対して、冬 18 時における帰宅困難割合を乗じる



#### ■18時における富士見市内の帰宅困難者

自宅→勤務 : **366** 人  
 自宅→通学 : **0** 人  
 自宅→業務 : **96** 人  
 自宅→私事 : **51** 人 合計 **513** 人

■富士見市からの出発地点での距離別の帰宅困難者数の状況

(単位：人)

富士見市からの距離		～10km	10km～11km	11km～12km	12km～13km	13km～14km
流入者数(1日)	a	15,620	93	421	179	231
帰宅困難割合	b	0%	0%	10%	20%	30%
帰宅困難者となる可能性がある人数(1日)	c	0.0	0.0	42	36	69
帰宅困難者数(18時台)	d	0.0	0.0	15	13	24
富士見市からの距離		14km～15km	15km～16km	16km～17km	17km～18km	18km～19km
流入者数(1日)	a	98	115	335	71	114
帰宅困難割合	b	40%	50%	60%	70%	80%
帰宅困難者となる可能性がある人数(1日)	c	39	58	201	50	91
帰宅困難者数(18時台)	d	14	20	71	18	32
富士見市からの距離		19km～20km	20km～	計		
流入者数(1日)	a	234	657	18,168		
帰宅困難割合	b	90%	100%			
帰宅困難者となる可能性がある人数(1日)	c	211	657	1,453		
帰宅困難者数(18時台)	d	74	232	513		

※流入者数(a)=パーソントリップ調査における富士見市以外を出発地点として富士見市に流入した人数

※帰宅困難割合(b)=下記表参照

※帰宅困難となる可能性がある人数(c)=流入者数(a)×帰宅困難割合(b)

※帰宅困難者数(d)=帰宅困難となる可能性がある人数(c)×18時の市内滞留者の割合 35.3%(下記表参照)

【参考：徒歩帰宅困難割合 (b)】

自宅までの距離	帰宅困難割合
～10km	全員帰宅可能(帰宅困難割合=0%)
10km～20km	被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は1km遠くなるごとに10%増加
20km～	全員帰宅困難(帰宅困難割合=100%)

出典：H24 首都直下地震等による東京の被害想定

【参考：1日当たり流入者数(市外居住者)に対する18時の市内滞留者(市外居住者)の割合】

項目	数値	出典等
富士見市からの流出人口 (富士見市から他の市区町村へ通勤・通学する人口)	41,727人	a 「国勢調査」より
富士見市居住者の帰宅困難者数(冬18時)	14,718人	b 「埼玉県地震被害想定調査」より
富士見市居住者が富士見市に帰宅できない割合 (冬18時)	<b>35.3%</b>	c=a/b

※富士見市に通勤・通学を行う人も同様に、富士見市に市外から流入する人の冬18時における流入者数に対する18時の市内滞留者(帰宅困難者)は35.3%と想定する。

(3) 鉄道利用者における帰宅困難者数(地震により鉄道が止まった場合を想定)

平成20年度1日平均通過人員(関東交通広告協議会資料)より富士見市内の駅を通過する人数を把握した上で、電車1本あたりの乗車人員を推計する。

■鉄道利用者における帰宅困難者数

**510人**

項目	数値	出典等
鉄道を利用して市内を通過する人数	356,756人	a 「関東交通広告協議会資料(H20)」より
東武東上線の1日の運行本数	588本	b 東武鉄道HP
1本あたりの乗車人数	607人/本	c=a/b ※上りがラッシュの時は、下りは空いているため、乗車人数はどの時間帯も同じと仮定する
平日18時台の富士見市内の最多運行本数	6本	d 18時21分
平日18時台の富士見市内の電車通過者	3,642人	e=c*d
東日本大震災における埼玉県の帰宅困難者割合	14%	f 「帰宅困難者対策の実態調査結果について」より
鉄道利用者における帰宅困難者数	510人	e*f

【参考：平成20年度1日平均乗車人員・通過人員(富士見市内)】

東上線(No.1)

(注) 人員の右側、「%」欄は対前年増加率

駅名	種別	乗降人員(人)				通過人員(人)		
		定期	%	定期外	%	計	%	
柳瀬川		14,962	-0.8	8,244	-2.4	23,206	-1.4	
みずほ台		26,890	-0.6	14,683	0.5	41,573	-0.2	
鶴瀬		26,076	0.5	14,108	0.5	40,184	0.5	
ふじみ野		39,694	3.0	20,483	0.8	60,177	2.2	
上福岡		35,556	-0.1	18,853	-0.1	54,409	-0.1	
							356,756	-0.2
							334,855	-0.2
							311,591	-0.3
							280,134	-0.4
							255,304	-0.3

出典：関東交通広告協議会資料

【参考：埼玉県における帰宅困難者数】

地震発生時の居場所	3月11日の帰宅困難者数	外出者(自宅外)人口に帰宅困難者が占める割合
埼玉県	約33万人	約14%

出典：帰宅困難者対策の実態調査結果について～3月11日の対応とその後の取組～(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会事務局(内閣府防災担当))

# 1 富士見市地域防災計画修正に向けた検討の概要

## ○東日本大震災に伴う追加と修正

### (1) 帰宅困難者対策

東日本大震災時の富士見市での帰宅困難者発生状況を勘案し、帰宅困難者数の算定を新たに行います。また、地震災害時における帰宅にあたっては、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するとともに、企業・鉄道事業者・駅周辺の商店会等の関係機関と連携した体制を構築し、帰宅困難者の帰宅を抑制するための対策を講じます。

さらに、駅周辺に一時滞在施設を確保し、帰宅困難者の安全確保を図ります。

【新旧対照表】 ※ 下線：修正・削除、網かけ：新たに追加

新	旧
第Ⅱ部 震災対策編 第1章 震災予防計画 第11節 帰宅困難者対策 2 市内に滞在する帰宅困難者への対応 (1) 事業所等の対応 ① 事業所等の責任者は、 <u>発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制するよう努め、</u> 帰宅が困難となる従業員等がいる場合は、事業所内等安全な場所に収容し、帰宅が可能となるまで生活支援を行う。 ② <u>訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。</u> ③ 事業所等の責任者は、非常時に従業員の安全を確保するための対策（非常食、宿泊用品、生活物資等の備蓄、防災設備・資材の充実、防災訓練等）を平常時から行っておく。 ④ 状況によって被災した周辺住民の救助・生活支援等の活動を行う。 (3) 学校の対応 ① <u>発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者等による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる。</u> ② <u>飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など日頃からの体制整備に努める。</u> ③ <u>災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。</u>	第Ⅱ部 震災対策編 第1章 震災予防計画 第11節 帰宅困難者対策 2 市内に滞在する帰宅困難者への対応 (1) 事業所等の対応 ① 事業所等の責任者は、帰宅が困難となる従業員等がいる場合は、事業所内等安全な場所に収容し、帰宅が可能となるまで生活支援を行う。 ② 事業所等の責任者は、非常時に従業員の安全を確保するための対策（非常食、宿泊用品、生活物資等の備蓄、防災設備・資材の充実、防災訓練等）を平常時から行っておく。 ③ 状況によって被災した周辺住民の救助・生活支援等の活動を行う。

⇒ 埼玉県地域防災計画との整合を図り、学校の対応として、帰宅困難者の滞留や備蓄の必要性を追加

【新旧対照表】 ※ 下線：修正・削除、網かけ：新たに追加

新	旧
<p>4 一時滞在施設の確保</p> <p>(1) 駅周辺における一時滞在施設の確保</p> <p>① 地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。</p> <p>② 一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。</p> <p>③ 駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、東入間警察署の協力を得る。</p> <p>(2) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供</p> <p>① 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><u>埼玉県地域防災計画との整合を図り、駅周辺における一時滞在施設の確保に関する内容を追加</u></p> </div>

## **(2) 避難所対策**

### **①避難所運営体制の整備**

大規模災害時の円滑な避難所運営には、町会・自主防災組織、学校等の協力が必要であり、地域と連携した体制の見直しを行います。なお、避難所の運営については別途「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所の円滑な管理運営に努めます。

### **②避難所の環境整備及び機能強化**

長期にわたる避難所生活を少しでも良いものにするため、避難生活のルールづくりを行い、災害時要援護者（高齢者、障がい者、妊婦等）、女性、子ども、乳幼児に配慮した専用スペース、男女別更衣室・トイレ等の設置に努めます。障がい者への配慮については、障がいの態様（視覚障がい、聴覚障がい等）に応じた対応も検討します。

また、各小学校（中学校1校を含む）については、災害対応型のガスバルクタンク（LPガス貯蔵タンク）を災害に強い安定的な熱源として活用することにより、避難所機能の強化を図ります。

【新旧対照表】 ※ 下線：修正・削除、網かけ：新たに追加

新	旧
<p>第Ⅱ部 震災対策編 第2章 震災応急対策計画 第3節 避難活動 4 避難所の設置基本方針</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>① 収容避難所管理責任者の派遣 市長は、収容避難所を開設したときは、建物及び収容者の安全管理のための管理責任者を派遣しなければならない。また、運営にあたって管理責任者は、その施設管理者と十分な連絡協議を行うものとする。</p> <p>② 避難所機能の強化 各小学校（中学校1校を含む）については、災害対応型ガスバルクタンク（LPガス貯蔵タンク）を安定的な熱源として活用することにより、避難所機能の強化を図る。 また、避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。</p> <p>③ 避難状況の把握 ア 管理責任者は、収容避難所を開設したときは、直ちに次の事項を市長に報告する。 イ 開設の日時、場所、施設名 ウ 収容人員 エ 給食の要否、給食の必要量 オ 管理責任者は、市長に収容者の状況を一定時間毎に報告する。 カ 避難所職員は、避難所開設日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。</p> <p>④ 避難所の運営 運営に当たっては、「避難所運営マニュアル」<sup>※1</sup>に基づき、原則として自主防災組織・町会を中心とした避難者の自主運営にて行う。 女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。</p> <p>⑤ 災害時要援護者や女性への配慮 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置できるように努める。 また、避難所における情報提供を確実にを行うため、視覚障がい者や聴覚障がい者の特性を踏まえた配慮を行う。</p>	<p>第Ⅱ部 震災対策編 第2章 震災応急対策計画 第3節 避難活動 2 避難所の設置基本方針</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>① 収容避難所管理責任者の派遣 市長は、収容避難所を開設したときは、建物及び収容者の安全管理のための管理責任者を派遣しなければならない。また、運営にあたって管理責任者は、その施設管理者と十分な連絡協議を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>東日本大震災時の大規模停電の教訓を踏まえ、避難所機能の強化に関する内容を追加</u></p> </div> <p>② 避難状況の把握 ア 管理責任者は、収容避難所を開設したときは、直ちに次の事項を市長に報告する。 イ 開設の日時、場所、施設名 ウ 収容人員 エ 給食の要否、給食の必要量 オ 管理責任者は、市長に収容者の状況を一定時間毎に報告する。 カ 避難所職員は、避難所開設日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>今年度見直しを行う「避難所運営マニュアル」に基づく自主防災組織を中心とした自主運営に関する内容を追加</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>東日本大震災の教訓や福祉関係団体へのヒアリング内容を反映し、災害時要援護者や女性への配慮に関する内容を追加</u></p> </div>

新	旧
<p>女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。また、女性の相談員を配置もしくは巡回させ、女性や災害時要援護者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</p> <p>なお、女性に対する相談窓口を積極的に活用する。</p> <p>⑥ 給食、給水、その他物資の支給 避難所職員は、市によって調達された食糧等について、災害対策本部の指示に従い配分計画を樹立し、実配分にあたっては収容被災者の協力を得て公正に実施する。</p> <p>⑦ 災害時要援護者等に必要な物資等の整備 災害時要援護者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。</p> <p>⑧ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等） 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。</p> <p>⑨ 避難者の健康管理 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制確保等の措置をとる。</p> <p>また、高齢者や障害者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。</p> <p>⑩ 避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。</p> <p>動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。</p> <p>また、居室以外の専用スペースで使用した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。</p>	<p>③ 給食、給水、その他物資の支給 避難所職員は、市によって調達された食糧等について、災害対策本部の指示に従い配分計画を樹立し、実配分にあたっては収容被災者の協力を得て公正に実施する。</p> <p>⇒ <u>高齢者や障がい者への配慮として、福祉避難所の指定、ホームヘルパーの派遣等の内容を追加</u></p> <p>⇒ <u>東日本大震災の教訓を踏まえ、動物の取扱いに関する内容を追加</u></p>



## ※1 避難所運営マニュアル修正方針

今年度見直しを行う「避難所運営マニュアル」については、以下の内容で修正を検討中。

項目	修正・追加検討項目
避難所開設	・地域住民、市職員、教員等が連携した避難所の運営に関する具体的な手順（避難所開設基準、避難所開設の広報、避難所運営の流れ）等を明記
確認事項	・避難所開設・運営に係わる確認すべき事項の整理 （建物の安全・ライフライン・通信機器の確認、受入れスペースの確保、避難者の振り分け、避難者への説明事項、要請事項の整理）
運営組織	・円滑な避難所運営を行うため、避難所運営組織体制を定めておく
役割	・避難所内での円滑な生活や活動を実施するため、役割を細分化した班構成（救護班、食料班、物資班、環境班など）を明記 ・各班の役割の明確にし、短時間でやるべきことが把握できるように記載
教訓	・応用力のあるマニュアルとするため、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓追加 （他市町村・他県等からの応援職員、ボランティアの受入対応方法、災害時要援護者・女性の視点での避難所運営、生活スペースのルール化）
様式	・詳細な情報が記入できる避難者カードの整備 ・様々な場面を想定した様式の追加 （各種報告様式（避難所状況、食料・物資依頼）、食料・物資管理簿、ペット飼育者台帳、避難所ボランティア受付簿）
その他	・避難所生活ルール ・各スペースの運用ルール

### (3) 情報収集及び提供体制の強化

地域対策本部及び情報収集拠点により、地域の被災状況を把握し、市民に被害状況、避難所開設、ライフラインの断絶・復旧状況、公共交通機関の運休・再開などの情報を様々な手段（防災メール、エリアメール等、防災無線、J-ALERT）により正確に提供します。また、あらゆる機会を活用し、市民に防災メール、エリアメール等の登録・利用方法の周知を図ります。

【新旧対照表】 ※ 下線：修正・削除、網かけ：新たに追加

新	旧
<p>第Ⅰ部 総則 第3章 防災施策基本方針 第4節 災害に強いシステムづくり 3 災害情報ネットワークの構築</p> <p>市は埼玉県防災情報ネットワークにより、地震及び気象に関する情報を直ちに入手し、また発信できる設備及び市内56箇所の放送塔から情報を伝達することができる防災行政無線設備等情報伝達に必要な設備を既に整備している。<u>また、防災行政無線の放送内容が聞き取りにくい地域に対して、防災行政無線の放送内容を速やかに伝達するために、防災メール等の配信を実施する。</u></p> <p>また、情報通信設備の安全対策として、以下の事項を実施する。</p> <p>① 停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。</p>	<p>第Ⅰ部 総則 第3章 防災施策基本方針 第4節 災害に強いシステムづくり 3 災害情報ネットワークの構築</p> <p>市は埼玉県防災情報ネットワークにより、地震及び気象に関する情報を直ちに入手し、また発信できる設備を整備している。また市内56箇所の放送塔から情報を伝達することができる防災行政無線設備等情報伝達に必要な設備を既に整備している。これらの設備が災害発生時に支障の生じないよう情報通信機器の点検整備に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害情報ネットワークの多重化に関する内容を追加</u></p> </div>
<p>第Ⅱ部 震災対策編 第1章 震災予防計画 第1節 災害に強いまちづくりの推進 4 ライフライン対策 (5) 通信設備対策</p> <p>市は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話株式会社と連携を図り、通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。</p> <p>また、被災状況等の災害情報を伝達するための体制を整備し、防災行政無線、J-ALERT、ホームページ、防災メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を有効に活用し、地域住民、避難所、関係機関、事業所等に被害状況、避難所開設、ライフラインの断絶・復旧状況、公共交通機関の運休・再開などの情報を提供する。また、あらゆる機会を活用し、市民に防災メール、エリアメール等の登録・利用方法の周知を図る。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>様々な手段を用いての被災状況等の災害情報伝達に関する内容を追加</u></p> </div>

## (4) 備蓄品の充実

東日本大震災等の教訓から、災害時要援護者、乳幼児・女性に配慮した物資（生活用品、紙おむつ、粉ミルク、衛生用品等）の備蓄や食物アレルギー対策、避難者のプライバシー確保に配慮した備蓄品の見直しを行います。また、在宅被災者への対策についても検討を行います。

【新旧対照表】 ※ 下線：修正・削除、網かけ：新たに追加

新	旧															
第 I 部 総 則 第 5 章 共通の災害対策 第 4 節 備蓄計画 2 備蓄方法及び基準 (1) 飲料水等の備蓄 ① 行政備蓄 ア 応急給水の対象者 応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によつて上下水道施設が被災を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。 イ 目標給水量 次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">災害発生からの期間</th> <th style="text-align: center;">目標水量</th> <th style="text-align: center;">水量の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害発生から 3 日</td> <td style="text-align: center;">3 リットル／人・日</td> <td style="text-align: center;">生命維持のための最低限必要な水量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 日～7 日目</td> <td style="text-align: center;">20 リットル／人・日</td> <td style="text-align: center;">調理、洗面等生活に最低限必要な水量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 日～20 日目</td> <td style="text-align: center;">100 リットル／人・日</td> <td style="text-align: center;">通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21 日～28 日目</td> <td style="text-align: center;">250 リットル／人・日</td> <td style="text-align: center;">被災前の通常給水量</td> </tr> </tbody> </table> ウ 飲料水の確保 災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設、給水車、給水タンク、耐震性貯水槽及び災害時用井戸の整備を図っている。 ② 個人備蓄 各家庭において、日ごろから災害に備えて、最低 3 日分程度の飲料水を備蓄するよう指導・啓発を図る。 ③ 民間井戸の活用 市民が所有する井戸で、災害時に市民に開放できるものを、「災害時飲料用井戸」、「生活用水として使用する登録井戸」として指定し、災害時の市民の生活用水の確保を図っている。	災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	災害発生から 3 日	3 リットル／人・日	生命維持のための最低限必要な水量	4 日～7 日目	20 リットル／人・日	調理、洗面等生活に最低限必要な水量	8 日～20 日目	100 リットル／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	21 日～28 日目	250 リットル／人・日	被災前の通常給水量	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>目標給水については災害発生から 3 日以降についても目標水量を設定</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>行政備蓄だけではなく、可能な限り住民にも家庭での備蓄の要請について追加</u></p> </div>
災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠														
災害発生から 3 日	3 リットル／人・日	生命維持のための最低限必要な水量														
4 日～7 日目	20 リットル／人・日	調理、洗面等生活に最低限必要な水量														
8 日～20 日目	100 リットル／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量														
21 日～28 日目	250 リットル／人・日	被災前の通常給水量														

【新旧対照表】 ※ 下線：修正・削除、網かけ：新たに追加

新	旧
<p>第I部 総則 第5章 共通の災害対策 第4節 備蓄計画 2 備蓄方法及び基準</p> <p><u>(2) 食糧・生活必需品・その他の備蓄</u></p> <p><u>① 備蓄品への配慮</u></p> <p><u>ア 備蓄品目</u> 食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。備蓄品目及び基準は【資料1-5-6 備蓄方法と基準(資料編p●)】のとおりとする。</p> <p><u>イ 災害時要援護者への配慮</u> 幼児、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、本市及び県は、食べやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食糧の供給体制を整備する。 また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、指定避難所等ではアレルギー食品注意カードを配布する等、周知を図る。</p> <p><u>ウ 女性への配慮</u> 生活必需品については、避難時の女性用品の不足に注意し、女性向け物資の備蓄に十分配慮するなど、女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資を整備する。</p> <p><u>エ 避難生活への配慮</u> 避難所での生活が被災者に心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。</p>	<p>第I部 総則 第5章 共通の災害対策 第4節 備蓄計画 2 備蓄方法及び基準</p> <p>備蓄方法は、市があらかじめ購入保管する在庫備蓄と市内（近隣を含める）関係企業等が保管する流通在庫から購入する等、物品ごとに適切な方法により確保する。 また、不足する場合は県、関係機関・団体、協定自治体等に応援を求める。 品目ごとの備蓄方法及び基準は【資料1-5-6 備蓄方法と基準(資料編p4-30)】のとおりとする。</p>

東日本大震災等の教訓から、「災害時要援護者、乳幼児・女性」に配慮した物資の備蓄や食物アレルギー対策、避難者のプライバシー確保に配慮した備蓄の推進に関する内容を追加

## (5) ライフライン対策

東日本大震災時の教訓を踏まえ、平常時からライフライン関係機関（電気、ガス、水道、通信事業者及び鉄道事業者等）と連携を強化するとともに、情報収集体制の整備を図ります。

また、市民へ迅速かつ正確な情報を提供できるよう、様々な広報手段により周知を行います。

### 【ライフライン関係機関の取組】

ライフライン関係機関に対する協議内容を地域防災計画に反映

関係機関	取組内容
東京電力	・ 停電範囲をインターネット上で提供し、市役所にも連絡を行う。
大東ガス	・ 地震計のSI値が60カイン以上の揺れ（震度6弱～6強）を感知した場合は、被害が発生していなくてもガスの供給を停止することになっており、その際はFAXで市役所（安心安全課）に連絡を行う。 ・ 東日本大震災の教訓を受け、液状化指数15以上の地域から管の種類と接合方法を確認し、弱い箇所は管を替える予定である。
(株)NTT 東日本	・ 通信の復旧見込みに関しては広報車で周知を行う。 ・ お客様から依頼があった場合には臨時電話の提供が可能である。
東武鉄道(株)	・ 運転取扱実施基準に基づいて対応を行っており、設置している地震計（富士見市では志木駅）が震度5を観測すると、運転を取りやめ徒歩で線路確認を行う。
郵便事業株式会社	・ 災害救助法の発令後は葉書と支援物資の送料を免除している。 ・ 災害により転居した場合は、郵便物の転送が可能である。

## ○自主防災組織、地域との連携強化

### (1) 自主防災組織の体制強化

東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、市及び防災関連機関は総力を挙げて防災対策を実施しますが、迅速な対応を行うためには、地域における初動体制の整備が重要となります。そのため、自助・共助・公助の適切な役割分担により総合的な防災対策を推進していく必要があります。

そこで、これまで以上に自主防災組織の組織率の向上を図り、防災訓練及び講習会等を通じて地域防災リーダーを育成するなど、地域防災体制の整備を推進します。また、小学校区ごとに各自主防災組織の連絡会を立ち上げるなど、地域の連携強化を図ります。

### (2) 地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るためには、市民、町会・自主防災組織、消防団、学校等が連携するとともに、それぞれが担う役割（自助・共助）を明確にし、平常時から市民の防災意識の高揚と様々な防災活動を推進していく必要があります。

このため、地域での防災活動の充実を促進するための指針となる「地域防災ガイドライン」を別途作成し、各地域の町会・自主防災組織へ配布するなど、地域の防災活動を支援していきます。

【新旧対照表】 ※ 下線：修正・削除、網かけ：新たに追加

新	旧
第I部 総則 第3章 防災施策基本方針 第4節 災害に強いシステムづくり 2 自主防災組織の育成 大規模災害になれば、その初期段階では行政・防災関係機関の災害対応が困難となり、被災現場の市民が「自らの命は自らが守る」という自覚を持ち、近隣住民と協力して被害の軽減に努めなければならない。 市は平素から市民及び企業・事業者には防災知識の普及、防災訓練・研修など防災啓発に努め、市民の自主防災組織及び企業内の防災組織の育成・活性化を図る。  (1) 自主防災組織の編成における留意点 ① 自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進する。組織は、既存のコミュニティである町会や自治会等を活用して結成する。 また、小学校区ごとに自主防災組織の連絡会を立ち上げるなど、地域の連携強化を図る。 ② 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。	第I部 総則 第3章 防災施策基本方針 第4節 災害に強いシステムづくり 2 自主防災組織の育成 大規模災害になれば、その初期段階では行政・防災関係機関の災害対応が困難となり、被災現場の市民が「自らの命は自らが守る」という自覚を持ち、近隣住民と協力して被害の軽減に努めなければならない。 市は平素から市民及び企業・事業者には防災知識の普及、防災訓練・研修など防災啓発に努め、市民の自主防災組織及び企業内の防災組織の育成・活性化を図る。

自主防災組織の促進のための留意点、主な活動内容について追加

新	旧
<p>(2) 自主防災組織の活動内容</p> <p>① 平常時</p> <p>ア 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</p> <p>イ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</p> <p>ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</p> <p>エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等</p> <p>② 発災時</p> <p>ア 初期消火の実施</p> <p>イ 情報の収集・伝達</p> <p>ウ 救出・救護の実施及び協力</p> <p>エ 集団避難の実施</p> <p>オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力</p> <p>カ 災害時要援護者の安全確保等</p> <p>キ 避難所の自主的な運営</p> <p>(3) 自主防災組織の指導・育成</p> <p>市は、自主防災組織の活性化を図るため、「地域防災ガイドライン」を新たに作成し、各地域の町会・自主防災組織へ配布するとともに、防災講演会等を開催するなど指導・育成を行う。</p> <p>① 自主防災組織の結成の促進（結成への働きかけ、支援等）</p> <p>② 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）</p> <p>③ 活動のための環境整備（資機材及び訓練用の場所等の整備等）</p> <p>④ 自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行う。</p>	<div data-bbox="890 927 1442 1048" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><u>自主防災組織の指導・育成に関する内容を追加し、詳細な内容は「地域防災ガイドライン」にとりまとめる。</u></p> </div>

## 【地域防災ガイドライン作成方針】

- 自主防災組織を中心とした地域における防災活動を活性化させるために、地域における基本的な防災活動の内容について分かりやすくとりまとめ、今後の自主防災活動の参考となるようなガイドラインとする
- いざという時に地域の皆さんがお互いに助け合い、適切に行動できるよう、日頃から心がけていただく内容についても整理する
- ポイントを分かりやすくするために、図表やイラスト・写真等を用いて解説する

### ■地域防災ガイドライン目次（案）

- I. 自主防災組織とは
  1. 自主防災組織の必要性
  2. 自主防災組織の役割
  3. 自主防災組織の構成
  4. リーダーの役割
- II. 平常時の防災活動
  1. 防災資機材の備蓄
  2. 災害時要援護者支援
    - 災害時要援護者の把握
    - 災害時要援護者の支援方法
  3. 協働による自主防災組織の活性化
- III. 防災訓練の実施
  1. 防災訓練の目的
  2. 防災訓練の実施方法・進め方
  3. 各種訓練の概要
- IV. 災害時の活動
  1. 地震が発生した場合の自主防災活動
  2. 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
  3. 被害者の救出活動
  4. 消火活動
  5. 避難行動
  6. 避難生活（避難所運営）



### (3) 災害時要援護者支援体制の確立

災害時要援護者には、災害発生時の情報提供、避難誘導、避難所生活等で様々な配慮が必要になります。

そこで、災害時要援護者リスト及びマップ等を適時最新情報に更新作成するなど、日頃から災害時要援護者の状況把握に努めます。また、災害時における安否確認や避難誘導に関する具体的な計画（個別支援計画）を作成し、町会・自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会等と連携した災害時要援護者支援体制を構築していきます。

【新旧対照表】 ※ 下線：修正・削除、網かけ：新たに追加

新	旧
第Ⅱ部 震災対策編 第2章 震災予防計画 第2節 災害時要援護者等の安全確保の推進 2 家庭内安全対策の支援 市は、 <u>災害発生時に自力避難が困難な要援護者（一人暮らし高齢者や障がい者等）に対して、災害時における迅速な安否確認、避難誘導等の支援体制を地域と共に作り上げて行く。</u>  ① <u>災害時要援護者の把握</u> 市は、平常時から「災害時要援護者リスト」及び「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」等を作成し、災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。なお、「災害時要援護者リスト」、「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」については、要援護者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分配慮するとともに、地域において避難支援に携わる町会長及び民生委員、自主防災組織等と情報共有し、要援護者の避難支援に万全を期するものとする。 ② <u>障がい者等に配慮した施設整備</u> 市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るくおおきめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。また、災害時要援護者の誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、民間施設に対しても指導を行う。 ③ <u>災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備</u> 市は、災害時要援護者への災害情報の伝達を効果的に行うための手段を講じるとともに、災害時要援護者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、災害時要援護者の意見の聴取に努め、避難所の運営計	第Ⅱ部 震災対策編 第2章 震災予防計画 第2節 災害時要援護者等の安全確保の推進 2 家庭内安全対策の支援 市は、在宅の災害時要援護者の防災力向上を図るため、点訳や音声化、映像化、言語翻訳等対象者に配慮した多様な方法により防災知識の普及に努め、家具の固定や防災用品の購入など家庭内の安全対策にボランティアの協力が得られるよう支援する。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>「<u>災害時要援護者支援事業</u>」にもとづき実施する災害時要援護者登録制度等の内容について追加</p> </div>

新	旧
<p>画を策定する。</p> <p>④避難支援プラン（個別計画）の作成 市は、災害時要援護者への効果的な救援・救護を行うため、地域の協力を得ながら要援護者ごとに個別の避難支援プランの作成を進めるものとする。</p> <p>⑤防災教育及び訓練の実施 市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、ちらしの配布などを行う。また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、県民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。</p> <p>⑥支援体制の構築 市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。 また、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。</p>	

**【災害時要援護者支援事業について】**

<p>目的：災害発生時に自力避難が困難な要援護者（一人暮らし高齢者や障がい者等）の居住地・緊急連絡先・避難支援内容等の情報を関係機関・町会・民生委員等が平常時より共有し、災害時における迅速な安否確認、避難誘導の支援体制を構築する。</p> <p>1. 災害時要援護者登録制度の概要 災害発生時に自力避難が困難で何らかの支援が必要とされる要援護者が、市関係課・町会・民生委員・地区社会福祉協議会・自主防災組織に個人情報提供されることに同意した上で、市の「災害時要援護者台帳」へ登録する。 その登録申請者の個人情報を町会等へ情報提供し、日頃の見守りは勿論のこと災害時における情報伝達、安否確認や避難支援活動に活用する。</p> <p>2. 登録対象者 援助する人がいなく、自力避難が困難な居宅で生活する以下の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の方</li> <li>② 日中一人暮らし高齢者・日中高齢者のみ世帯の方</li> <li>③ 介護保険の要介護認定2以上を受けている方</li> <li>④ 障害者手帳を所持している方</li> <li>⑤ その他</li> </ul>
--

## **2 今後の大きな検討事項**

### **○ 全庁的な推進体制の整備**

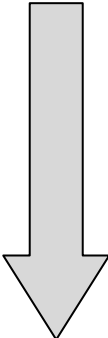
- (1) 初動体制
- (2) 危機管理及び業務継続計画
- (3) 災害対策本部体制

### **○ 現行の地域防災計画掲載項目の修正**

- (1) 地域備蓄品、災害用資機材等

## 今後のスケジュール

平成 25 年 2 月 地域に関する意見交換会実施【 全 4 回 】  
○ 地域防災計画修正作業の進捗状況  
○ 地域防災ガイドライン、避難所運営マニュアルについて

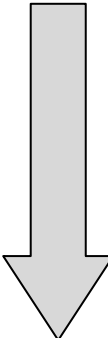


結果を整理し、計画への反映

平成 25 年 3 月 平成 2 4 年度富士見市防災会議 < 第 3 回 >

素案の承認

平成 25 年 5～6 月 パブリックコメント実施



必要に応じて、素案の見直し

平成 25 年 7～8 月 平成 2 5 年度富士見市防災会議 < 第 1 回 >

修正案の承認

平成 25 年 9 月 市議会（議決）

地域防災計画の修正

## 富士見市防災会議条例

昭和 39 年 7 月 1 日

条例第 17 号

注 平成 19 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、富士見市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富士見市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 入間東部地区消防組合消防本部消防長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び防災に関する措置に関し知識又は経験を有する者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、

会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 3 月 18 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 31 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 10 日条例第 2 号)抄

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 19 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 10 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**※ 本条例については、今後公布する見込み**

富士見市防災会議条例(昭和39年条例第17号)新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次_____に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p><u>(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次_____に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) _____教育長</p> <p><u>(6) 入間東部地区消防組合消防本部消防長</u></p> <p><u>(7) 消防団長</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 富士見市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>市の教育委員会の教育長</u></p> <p><u>(6) 市の消防団長、入間東部地区消防組合消防長</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>

長が任命する者

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 (略)

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

6 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 (略)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。